

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和2年3月30日京都市条例第53号）（都市計画局歩くまち京都推進室）

市長の附属機関として、新たに「歩くまち・京都」総合交通戦略審議会を設置し、その担任する事務、委員の定数及び任期を定める必要があるため、次のとおり改正することとしました。

別表第1 7京都市住宅審議会の項の次に「歩くまち・京都」総合交通戦略審議会を加え、その担任する事務、委員の定数及び任期を次のように定めました。

名 称	担 任 す る 事 務	委員の定数	委員の任期
「歩くまち・京都」総合交通戦略審議会	「歩くまち・京都」総合交通戦略の改定等に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	20人以内	委嘱の日からその日の属する年度の末日まで

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第53号

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 7京都市住宅審議会を次のように改める。

京都市住宅審議会	市営住宅の管理，民間住宅の利用及び活用その他の市民の住生活の安定及び向上に関する事項について，市長の諮問に応じ，調査し，及び審議すること。	10人以内	2年
「歩くまち・京都」総合交通戦略審議会	「歩くまち・京都」総合交通戦略の改定等に関する事項について，市長の諮問に応じ，調査し，及び審議すること。	20人以内	委嘱の日からその日の属する年度の末日まで

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

(都市計画局歩くまち京都推進室)